



# 三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.245 2017年2月・3月号



## カメジョブ キッズ2016 開催

平成28年12月17日(土)に  
亀山市西野公園体育館を会場に、三重  
ジョブキッズキャラバンが開催されま  
した。

全24種類のしごと体験と8種類の  
アルバイト体験が実施され、過去最高  
の述べ596名の方が参加されまし  
た。

## CONTENTS

- 1 VOL.245 2017年2月・3月号(表紙) (PDF: 207KB)
- 2 勤労者福祉サービスセンターをご存知ですか? (PDF: 290KB)
- 3 労働委員会のあっせん制度のご案内 (PDF: 148KB)
- 4 三重労働局からのお知らせ
  - ① パートタイム労働法のポイント (PDF: 114KB)
  - ② 三重県内企業の平成28年「障害及び高年齢者」の雇用状況 (PDF: 274KB)
- 5 「三重産業保健総合支援センター」からのお知らせ
  - ① 「社員が病気になっても安心して仕事を続けられるために…」 (PDF: 677KB)

\* 「三重の労働2017年2月・3月号」全ページを一括ダウンロードする

(PDF: 1,741KB)

# 勤労者福祉サービスセンターをご存知ですか？

～ 働く人のため 便利でお得な情報がいっぱい！ ～

勤労者福祉サービスセンターは、中小企業と大企業との福利厚生に対する格差を縮小することを目的に、中小企業等で働く皆さんに総合的な福利厚生サービスを提供しています。

現在、三重県内3ヶ所に設置されており、各地域に密着した様々な事業・サービスを展開しています。ご入会いただくと、僅かな会費負担で個々の事業所では実施困難な大企業並みの充実した福利厚生を実現できます。

## 入会すると、こんなメリットがあります！

- \*企業のイメージアップ
- \*福利厚生にかかる手間や事務量の軽減
- \*福利厚生費の削減
- \*ニーズに対応した幅広い福利厚生の実現
- \*活気あふれる職場づくり
- \*祝い金、見舞金、弔慰金の充実
- \*有能な人材の確保と職場定着の向上
- \*従業員の健康管理、健康維持増進

## 主なサービス内容

**余暇活動**  
イベント実施  
レジャー施設等の割引  
各種チケット割引あっせん

**自己啓発**  
文化・教養講座実施  
通信教育等  
受講費用助成

**健康の維持・増進**  
人間ドック等受診助成  
スポーツ施設割引  
無料健康相談

**共済事業**  
慶弔共済金  
傷病休業  
住宅災害等

(詳しいサービスの提供内容については、各センターへお問い合わせください。)

### ◆三重県内の勤労者福祉サービスセンター

	(公財)松阪市勤労者サービスセンター	(一社)三重中勢勤労者サービスセンター	(一社)伊勢地域勤労者福祉サービスセンター
所在地	〒515-0041 松阪市上川町 212-1 ワークセンター松阪内 TEL 0598-29-6510 FAX 0598-29-6514	〒514-0002 津市島崎町 143-6 津市労働会館内 TEL 059-222-1500 FAX 059-222-1505	〒516-0076 伊勢市八日市場町 13-13 サンライフ伊勢内 TEL 0596-20-1177 FAX 0596-20-1188
設立市町	松阪市	津市	伊勢市・鳥羽市・玉城町
入会金	1人につき 500 円	1人につき 500 円	1人につき 500 円
会費	1人につき月額 800 円	1人につき月額 800 円	1人につき月額 800 円
利用対象	会員とその同居家族	会員とその同居家族	会員とその同居家族
会員資格	・松阪市内に主たる事務所を有する事業所に勤務する勤労者と事業主 ※事業所単位で入会することが原則です。(個人事業主でも可) ・松阪市内に居住し、市外の事業所に従事する勤労者の方→個人で入会申込	・津市内に主たる事務所を有する事業所に勤務する勤労者と事業主 ※事業所単位で入会することが原則です。(個人事業主でも可)	・伊勢市、鳥羽市、玉城町に主たる事務所を有する事業所に勤務する勤労者と事業主 ※事業所単位で入会することが原則です。(個人事業主でも可) ・伊勢市、鳥羽市、玉城町に居住し、その区域外の事業所に従事する勤労者の方→個人で入会申込
会員数 (H29.1.1 現在)	( 8, 523人 ) ( 1, 577 事業所 )	( 6, 520 人 ) ( 546 事業所 )	( 4, 829人 ) ( 812 事業所 )
ホームページ	<a href="http://www.mctv.ne.jp/~utopia/">http://www.mctv.ne.jp/~utopia/</a>	<a href="http://www.joyfull-chusei.jp/">http://www.joyfull-chusei.jp/</a>	<a href="http://www.amigo2.ne.jp/~joywork/">http://www.amigo2.ne.jp/~joywork/</a>



# 労働委員会のあっせん制度のご案内

## ～労働争議のあっせん・個別労働関係紛争のあっせん～

労働争議のあっせんは労働組合と会社との間で、個別労働関係紛争のあっせんは個々の労働者と会社との間で、労働条件等をめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

※ 労働争議のあっせん、個別労働関係紛争のあっせんのご利用は、いずれも**無料**です。

労働争議のあっせん申請窓口は三重県労働委員会事務局、個別労働関係紛争のあっせん申請窓口は三重県労働相談室（津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1階 TEL:059-213-8290 または 059-224-3110）です。

### ■ 労働争議のあっせん事例

X社に勤務する従業員の加盟するY労働組合から、Z組合員の労災事故の後遺障害への賠償等を求めて、あっせん申請がありました。

あっせん開始時には、双方の主張に大きな隔たりがありました。Z組合員の事故が労災として認定されていることを踏まえ、公益のあっせん員が、訴訟になった場合に認められうる金額相当額を算定し、労使双方のあっせん員がこれをもとに、X社とY労働組合に譲歩を促したところ、双方が歩み寄り、①X社がY労働組合に解決金を支払うこと、②Y労働組合とZ組合員は、この件について、今後、X社への請求を一切行わないこと等を内容とする協定書を締結し、本件は解決しました。



### ■ 労働委員会の個別労働関係紛争のあっせんの特徴

- ・ 公労使（公益側、労働者側、使用者側）3名のあっせん員がサポートします。
- ・ 1回のあっせんで解決できない場合、2回目以降のあっせん開催が可能です。
- ・ 他の紛争解決支援機関で解決に至らなかった労使紛争も受け付けます。
- ・ 希望により、当事者が顔を合わせることなく開催することができます。

※ 三重県労働委員会のホームページから、個別労働関係紛争のあっせん手続を動画でご覧になれます。（動画での手続と三重県労働委員会の手続は一致しないところもありますが、ご参考になさってください。）

### ■ 個別労働関係紛争のあっせん事例

X社に勤めるYさんは、突然解雇を言い渡されましたが、解雇理由に心当たりがなく、納得できなかったことから、慰謝料、解雇予告手当等を求めてあっせん申請しました。

あっせんの開始時には、双方の主張に大きな隔たりがありました。あっせん員がそれぞれの主張をよく聞き、譲歩を促したところ、双方が歩み寄り、X社がYさんに解決金を支払うことで合意し、本件は解決しました。



# パートタイム労働法のポイント

三重労働局雇用環境・均等室

## パートタイム労働法は、パートタイム労働者の「公正な待遇の実現」を目的としています

パートタイム労働者の待遇は、一般に、働きや貢献に見合ったものとならず、通常の労働者と比較して低くなりがちな状況にあります。そこで、パートタイム労働法は、パートタイム労働者の就業の実態を考慮して雇用管理の改善に関する措置を講ずることにより、通常の労働者との均等・均衡の確保を推進することを目的としています。

\* パートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）の対象となるパートタイム労働者（短時間労働者）とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員）の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。

## パートタイム労働者を1人でも雇っている事業主の方は、

1. 雇入れの際、労働条件を文書などで明示してください
2. 雇入れの際、雇用管理の改善措置の内容を説明してください
3. 雇入れ後、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してください
4. パートタイム労働者からの相談に対応するための体制を整えてください
5. パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスを整えてください

## パートタイム労働者と通常の労働者の均衡（バランス）のとれた待遇のために

6. パートタイム労働者の待遇と通常の労働者の待遇に差を設ける場合は、その差は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはなりません
7. 賃金（基本給、賞与、役付手当等）は、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して決定するよう努めてください
8. 教育訓練は、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などに応じて実施するよう努めてください
9. 福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）の利用の機会をパートタイム労働者に対しても与えるよう配慮してください

## さらに、パートタイム労働者の職務の内容（業務の内容と責任の程度）が通常の労働者と同じ場合は、

10. 職務の遂行に必要な能力を付与する教育訓練は、通常の労働者と同様に実施してください

## さらに、退職までの長期にわたる働き方が通常の労働者と同じ状態のパートタイム労働者については、

11. すべての待遇についてパートタイム労働者であることを理由に通常の労働者と差別的に取り扱うことは禁止されています

## パートタイム労働者と事業主の間に苦情や紛争が発生した場合は、

12. 事業主の方はパートタイム労働者から苦情の申出を受けたときは自主的に解決するよう努めてください
13. パートタイム労働者と事業主の間の紛争の解決を援助するため、[都道府県労働局長による紛争解決援助]と[調停]が整備されています

お問い合わせ先 三重労働局雇用環境・均等室（〒514-8524津市島崎町327-2 ☎059-226-2318）

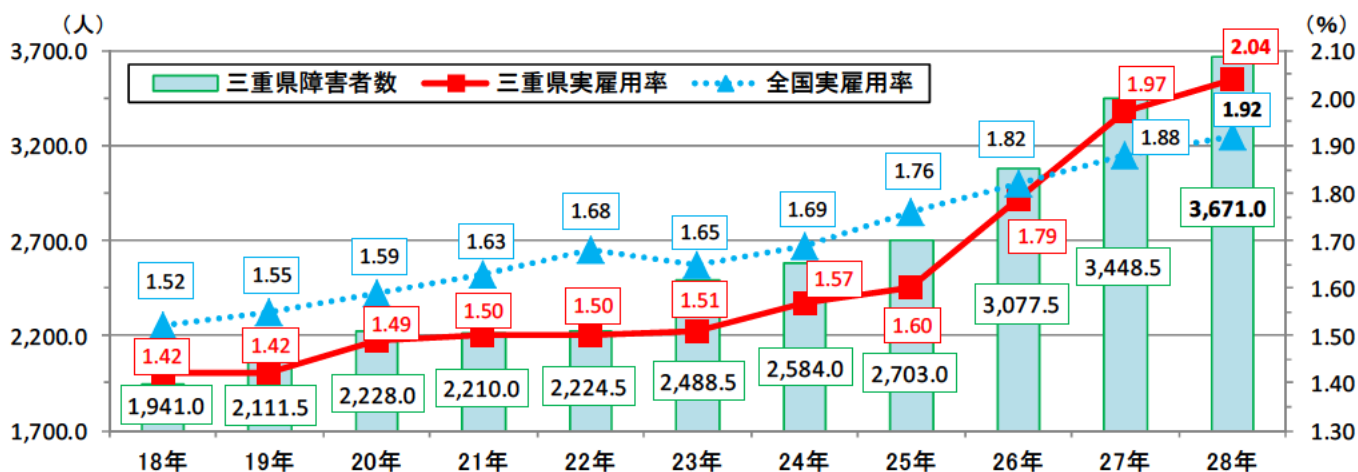
# 三重県内企業の平成28年「障害及び高年齢者」の雇用状況

## 障害者

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主1,044社の状況をまとめたものです。

○三重県内の民間企業における障害者実雇用率は2.04%（全国平均：1.92%）

○法定雇用率達成企業の割合は60.8%（全国平均：48.8%）



## 高年齢者

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業1,925社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

### 【集計結果の主なポイント】

#### 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は100.0%（全国平均：99.5%）

#### 2 定年制の廃止および65歳以上定年企業

定年制の廃止および65歳以上定年企業は401社、20.8%（全国平均：18.7%）

中小企業：391社、21.9% 大企業：10社、7.1%

#### 3 70歳以上まで働ける企業

70歳以上まで働ける企業は474社、24.6%（全国平均21.2%）

中小企業：460社、25.8% 大企業：14社、10.0%

#### 4 希望者全員66歳以上の継続雇用制度を導入している企業

希望者全員66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は97社、5.0%（全国平均：4.9%）

中小企業：93社、5.2% 大企業：4社、2.9%

詳しくは、三重労働局のホームページ(<http://mie-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>)をご覧ください。

# 社員が病気になっても安心して 仕事を続けられるために…。

企業として、社員が治療を続けながら安心して働くことができる職場環境を作りましょう。対応にお困りの産業保健スタッフ、人事労務担当者の皆さま、ぜひ各種支援をご利用ください。

支援は全て  
無料！

## <治療と職業生活の両立支援サービスの内容>

### ■ 個別訪問支援

これから両立支援に取り組む企業等の依頼を受けて、両立支援促進員（社会保険労務士、保健師等の専門家）が事業場を訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。

### ■ 事業者啓発セミナー

平成28年2月に厚生労働省から示された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーを実施します。

### ■ 個別調整支援

両立支援促進員が、事業場に出向いて個別の患者（社員）に係る健康管理について、事業者と患者（社員）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します。この支援は、患者（社員）又は患者（社員）から主治医の意見書が提出された企業担当者や産業保健スタッフ等からの申出により実施します。

\*支援の実施に当たっては、ご本人の同意が必要になります。

### ■ 窓口での相談対応

治療と職業生活の両立支援に関する相談に、電話、メール、面談等により対応します。

\*面談は予約制です。

◎支援内容についてなど、お気軽にお問合せください。

独立行政法人 労働者健康安全機構

## 三重産業保健総合支援センター

TEL: 059-213-0711

受付時間：月～金曜日（8時30分～17時15分）

